

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

通所介護、訪問介護（要支援 1、2）

介護予防事業（虚弱高齢者・一般高齢者）

移行

再編・拡充



平成29年4月～ **新しい総合事業**

◆通いの場づくり ◆生活支援
◆地域住民による助け合いの仕組みづくり

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】要支援認定者（要支援1、2）、事業対象者（**チェックリスト判定★**）

一般介護予防事業

【対象者】一般高齢者

現行相当の
サービス

基準を緩和した
サービス

住民主体の
サービス

その他サービス

一般介護予防

通所型



デイサービス

（介護予防デイサービス事業）

デイサービスセンター
（13カ所）



ミニデイサービス

※半日程度のデイサービス

市内2カ所予定



高齢者サロン等

（住民運営通いの場事業）

※常設、又は週1回程度の開設



配食サービス

（配食見守りサービス事業）

毎日1食助成

※配達業者の休業日は除く

1食250円助成

（給付270円－利用者1割負担）

【対象者】一人暮らし、高齢者のみ世帯の要支援・要介護認定者、事業対象者で自宅での調理が困難な方



うんどう教室

※理学療法士等による指導

市内6カ所予定

自主運動教室・サロン等の支援

※理学療法士等による指導
※介護予防サポーターの養成

訪問型



ホームヘルパー

（介護予防ホームヘルプ事業）

ヘルパー事業所
（8カ所）



家事支援など

（家事サポートサービス事業）

シルバー人材センター



ボランティアによる ゴミ出しなど

（地域支え合い家事援助・移動支援事業）

介護予防・生活支援サービスを利用するには・・・

- ① まずは、市の窓口へ相談して申請
- ② 要支援認定、又はチェックリストによる判定
- ③ ケアプランの作成（地域包括支援センター等）
- ④ サービスの利用 ※利用者負担が必要

★チェックリストとは

運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目で日常生活に必要な生活機能が低下していないかをチェックする。

高齢者のニーズに応じたサービスの提供・拡充、サービスの担い手を育成するために・・・

生活支援体制整備事業

（社会福祉協議会へ委託）



- ◆ニーズの把握
- ◆地域資源の掘り起し
- ◆サービスの開発、拡充
- ◆担い手の育成
- ◆情報共有、交流



生活支援サポーター養成講座

生活支援コーディネーター

協議体